

社会教育関係団体等への補助金交付に係る令和7年度実績と令和8年度の申請状況について

○ 社会教育・文化芸術事業補助金

1 制度の趣旨

社会教育活動の充実及び地域の教育力の向上並びに文化芸術活動の振興と発展を図るため、これらに関わる社会教育活動及び文化芸術活動を行う団体が実施する各種事業の実施に必要な経費の一部を補助する。

2 補助対象者

次の要件を全て満たす社会教育活動及び文化芸術活動を行う団体

- (1) 市内に住所及び活動の本拠を有すること。
- (2) 別表1の補助対象者の区分1及び2(1)の団体である場合は、その構成員の過半数を市民が占め、補助対象者の区分2(2)又は(3)の団体である場合は、その構成団体の過半数を市内に住所及び活動の本拠を有する団体が占めること。
- (3) 規約、定款等を有し、代表者又は役員が置かれていること。
- (4) 事業実施において、目的及び内容が適正で、明確な会計経理が行えること。

3 補助対象事業

- (1) 家庭教育支援事業
保護者又は地域住民に対し、家庭教育に関する学習機会の提供等を行うもので、学習活動日が5日以上
- (2) その他の社会教育事業及び文化芸術事業
生涯学習関係の講演会、研修会、社会奉仕や自然体験、シンポジウム、各種発表、展示、大会、鑑賞会等

4 補助対象者の区分等

別表1

補助対象者の区分			補助上限額	補助率
1	家庭教育支援事業（学習活動日が5日以上のもの）を行う団体		30,000 円	補助対象経費の10分の10以内
2	その他の社会教育事業及び文化芸術事業を行う団体	(1) 単独等（1～4）の団体	50,000 円	補助対象経費の2分の1以内
		(2) 5団体以上で構成する連合的な組織	100,000 円	
		(3) 40団体以上で構成する連合的な組織（ただし、構成団体の活動の分野が多岐に渡ることを要する）	300,000 円	

※区分1のみ、同一団体に対する同一事業に係る補助金の交付は、連続する場合3年を限度とする。

5 令和7年度交付実績

(円)

区別	補助対象者	申請額	交付額
家庭教育事業	知新小家庭教育クラブ	30,000	26,000
	近文小学校家庭教育クラブ	30,000	20,000
	永山西小家庭教育クラブ	30,000	25,000
社会教育事業	たいせつ行政書士会	50,000	37,000
文化芸術事業	旭川コールムッティ	50,000	50,000
	MOA 美術館旭川児童作品実行委員会	100,000	43,000
	旭川俳句連盟	50,000	50,000
	旭川文化芸術協議会	100,000	100,000
	旭川交響吹奏楽団	50,000	50,000
	パーカッションアンサンブル Forest	50,000	50,000
	永山文化協会	55,000	23,000
	旭川歌人クラブ	25,000	25,000
	旭川子ども劇場	50,000	50,000

	箏曲華瑤会	50,000	50,000
	石狩川流れ節全国大会実行委員会	100,000	100,000
	あさひかわ音楽祭実行委員会	50,000	50,000
	(一社)YOSAKOI ソーラン祭り組織委員会 上川中央支部	100,000	100,000
	旭川ア・カペラ合唱祭実行委員会	100,000	100,000
	ふくふく家族の会	50,000	50,000
	愛と希望・北の唱人チャリティージョイントコンサート実行委員会	50,000	50,000
	北海道写真協会旭川支部	50,000	17,000
	合計		1,066,000

6 令和8年度の申請状況

- (1) 令和8年度の申請状況は下表のとおり
- (2) 社会教育課分は申請額の合計が予算（132,000 円）を超えるため、予算内で選定（按分）予定
- (3) 文化振興課分は申請額の合計が予算（1,111,000 円）を超えるため、予算内で選定（按分）予定
- (4) 予算額に達したため、募集を終了する。

(円)

区別	補助対象者	申請件数	申請合計額
家庭教育事業	・ 小学校における家庭教育クラブ	3 件	90,000
社会教育事業	・ P T A等による団体, 同業種による団体	2 件	64,000
文化芸術事業	・ 文化芸術団体	23 件	1,296,000

※家庭教育事業及び社会教育事業は社会教育課が所管、文化芸術事業は文化振興課が所管

○ 旭川市文化芸術関係全国大会遠征補助金

1 制度の趣旨

本市の文化芸術の向上及び青少年の健全育成を図るため、文化芸術並びに教育関係の全国大会に参加する部活動等の遠征費用(派遣費用)の一部を補助する。

2 補助対象者

次に定める者。ただし、本補助金以外に本市から補助金の交付を受ける者を除く。

- (1) 全国大会に出場する部活動等が所属し、かつ市内に所在する学校の長
- (2) 全国大会に出場する市内に所在の青少年派遣団体の代表者
- (3) 全国大会に個人参加する18歳以下の市内に在住する個人の保護者

3 補助対象経費等

- (1) 大会に出場する者のうち、本市に在住する者の交通費及び宿泊費
- (2) 道内遠征費は、1人10,000 円又は1団体300,000 円のうち低い額が補助上限額となる。
- (3) 道外遠征費は、1人15,000 円又は1団体450,000 円のうち低い額が補助上限額となる。

4 令和7年度交付実績及び令和8年度の申請状況

- (1) 令和7年度交付実績及び令和8年度の申請状況は下表のとおり
- (2) 予算（2,365,000 円）の範囲内で先着順に採択

(円)

		令和7年度（実績）	令和8年度（申請状況）
申請・交付額	申請合計額	376,000	0
	交付合計額	376,000	0
申請・採択件数	申請	7 件	2 件
	採択	7 件	0 件

※令和7年度の交付先は北海道旭川東高等学校（放送局）、北海道旭川西高等学校（放送部）、北海道旭川永嶺高等学校（吹奏楽部、放送局）、旭川明成高等学校（吹奏楽）、和太鼓鼓、個人（ドラム）

○ 旭川市文化芸術特定事業補助金

1 制度の趣旨

旭川市文化芸術特定事業助成方針の特定事業に該当し、かつ本市の文化芸術の発展又は青少年の健全育成等に大きく寄与すると期待される事業に対し、当該経費の一部を補助する。

2 補助対象者

次に定める事業を実施する者

- (1) 民間ユネスコ活動事業
- (2) 文化人顕彰事業
- (3) 音楽文化振興事業
- (4) 大規模展覧会開催事業

3 補助対象経費等

- (1) 事業の実施に要する経費
- (2) 上限額は、補助対象経費の2分の1以内、200万円以内かつ本市の予算の範囲内

4 令和7年度交付実績

(円)

補助対象者	申請額	交付額
旭川ユネスコ協会	100,000	100,000
小熊秀雄賞市民実行委員会	450,000	450,000
美術展旭川市民実行委員会	800,000	0

※美術展旭川市民実行委員会からの交付取り下げがあったため、交付額は0円となった。

5 令和8年度の申請状況について

- (1) 令和8年度の申請状況は下表のとおり
- (2) 予算の範囲内で申請に応じて採択

(円)

補助対象者	予算額	申請額
民間ユネスコ活動事業	100,000	未申請
文化人顕彰事業	450,000	450,000
音楽文化振興事業	350,000	未申請
大規模展覧会開催事業	800,000	未申請

○ アイヌ文化伝承事業費補助金

1 制度の趣旨

アイヌ文化の振興を促進し、市民がアイヌ文化に親しみ理解を深める機会の拡充を図るため、アイヌ文化に関わる団体が実施するアイヌ文化の保存・伝承・普及等を目的とした各種事業に要する経費の一部を補助する。

2 補助対象者

次に定める者

- (1) 旭川アイヌ協議会
- (2) 北海道アイヌ協会
- (3) (1)、(2)のほか、アイヌ文化の保存・伝承・普及等を目的とし、市内に住所及び活動の本拠を有する団体

3 補助対象経費等

- (1) 事業の実施に要する経費
- (2) 上限額は、補助対象経費の2分の1以内、100万円以内かつ本市の予算の範囲内

4 令和7年度交付実績及び令和8年度の申請状況について

(1) 令和7年度実績及び令和8年度の申請状況は下表のとおり

(円)

補助対象者		令和7年度	令和8年度
北海道アイヌ協会	予算額	30,000	30,000
	申請額	30,000	30,000
	交付額	30,000	30,000

○ その他、令和8年度に予定している社会教育関係団体への補助金について（社会教育部所管分）

1 令和7年度交付実績及び令和8年度の申請状況について

(1) 令和7年度実績及び令和8年度の申請状況は下表のとおり

(2) 予算の範囲内で申請に応じて採択

(円)

補助対象者		令和7年度	令和8年度
旭川市PTA連合会	予算額	500,000	500,000
	申請額	500,000	500,000
	交付額	500,000	未確定
旭川郷土芸能保存連合会 令和8年度からは郷土芸能保存 伝承団体への補助へとする予定	予算額	200,000	150,000
	申請額	—	0
	交付額	—	0
合同会社 優佳良織工房	予算額	3,027,000	4,289,000
	申請額	3,027,000	4,289,000
	交付額	3,027,000	4,289,000
特定非営利活動法人旭川文学資 料友の会	予算額	200,000	—
	申請額	200,000	—
	交付額	200,000	—
まちなかぶんか推進協議会補助金 令和8年度から文化振興課所管	予算額	—	3,850,000
	申請額	—	3,850,000
	交付額	—	3,850,000

※旭川市PTA連合会への補助金は社会教育課が所管、他は文化振興課が所管

○ アイヌ文化普及促進及び関連製品・サービス開発事業補助金 ※令和8年度新設

1 制度の趣旨

市内におけるアイヌ文化の普及促進及びアイヌ文化に関連する新たな製品・サービスの開発を促進するため、これらに関わる各種事業の実施に必要な経費の一部を補助する。

2 補助対象者

次に定める者

(1) 市内アイヌ団体

ア 旭川アイヌ協会

イ 旭川アイヌ協議会

ウ 旭川チカップニアイヌ民族文化保存会

エ 一般社団法人川村カ子トアイヌ記念館

オ 一般社団法人チカラペ舎

(2) その他の団体又は法人

3 補助対象経費等

(1) 事業の実施に要する経費

(2) 上限額

ア 市内アイヌ団体

補助対象経費の 10 分の 10 以内かつ本市の予算の範囲内

イ その他の団体又は法人

補助対象経費の 2 分の 1 以内、50 万円以内かつ本市の予算の範囲内

4 令和 8 年度の申請状況について

(1) 令和 8 年度の申請状況は下表のとおり

(円)

補助対象者		令和 7 年度	令和 8 年度
市内アイヌ団体等	予算額	—	3, 000, 000
	申請額	—	0
	交付額	—	0